

油 市・県民税の申告 所得税の還付申告

市では、市内各所に申告相談受付会場を設置します。還付申告は2月7日・8日・12日・13日に文化セ ンターで、市・県民税申告は2月18日~3月15日までの期間、文化センターを始め地区公民館等で受け付 けます。各会場で受けることができる申告相談は、給与や年金等の申告に限られます。事業所得や譲渡所 得等の申告については、上尾税務署での申告をお願いします。また、文化センター会場については、庁舎 建設に伴う工事のため、車でのご来場はご遠慮ください。 圓稅務課市民税担当(☎594-5518)

還付申告の受付 上尾税務署では1月から

[上尾税務署]

時 1月4日(金)以降 9:00~17:00

(土・日曜日、祝日を除く)

問上尾税務署(☎048-770-1800※自動音声案内)

[市での還付申告臨時受付]

時場右表のとおり

- 対次のいずれかに該当する人
- ・昨年退職し、年末調整が済んでいない人
- ・給与所得、公的年金(雑所得)のみで、医療費控除を受ける人 ※その他の申告は受けることができませんので、上尾税務 署で直接申告してください。

還付申告で税金が戻る人

次のいずれかに該当する人などで、源泉徴収された税金 や予定納税をした税金が納めすぎになっている人は、申告 により税金が還付されます。

年の途中で退職した人

平成24年中に会社などを退職し、給与所得について年末 調整を受けていない場合。

年金受給者で所得税を源泉徴収されている人

平成24年中に年金から所得税を源泉徴収されており、社会 保険料控除や生命保険料控除、扶養控除などを受ける場合。

医療費控除等の各種控除を受ける人

平成24年中に支払った医療費が一定の金額以上ある場合 の医療費控除や、住宅ローンを利用して住宅を新築、購入、 増改築した場合の住宅借入金等特別控除などの各種の控除 を受ける場合(年末調整で控除済みの場合を除く)。

申告に必要なもの

○印鑑 ○筆記用具、電卓 ○還付金の振 込先(金融機関名・支店・口座番号)がわか るもの ○所得金額を証明するもの(源泉徴 収票、支払調書等) ○社会保険料・生命保 険料・地震保険料等を支払った証明書や領 収書(保険会社から送付された控除証明書、 日本年金機構から送付された国民年金保険 料控除証明書、国民健康保険税領収書等) ○その他、申告内容に応じて必要な領収書 や証明書等

平成25年度から生命保険料控除に 「介護医療保険料控除」が新設

- · 「一般生命保険料控除」「個人年金保険料控 除」に加えて、「介護医療保険料控除」が設 けられました。
- ・平成24年1月1日以降に締結した契約につ いての控除適用限度額は、それぞれ2万 8,000円で、合計適用限度額は現行どおり 7万円です。
- ・平成23年12月31日以前の契約分について は今までどおりの控除額として計算でき
- ・新契約と旧契約の双方で適用を受ける場 合は、それぞれでの控除額を計算した額の 合計額(限度額2万8,000円)となります。ま た、合計適用限度額は7万円となります。
- ※所得税については平成24年分から適用と なり、控除適用限度額は、それぞれ4万 円で、合計適用限度額は12万円です。

税理士による還付申告無料相談

- 2月4日(月)~15日(金)9:30~16:00(土・日曜日、祝日を除く)
- 場市内の各税理士事務所
- 対①年金受給者(年金収入が600万円以下の人)
 - ②給与所得者(給与収入が600万円以下)で医療費控除を受ける人
 - ③平成24年中の退職者
 - ④年末調整が済んでいない人
- 圏関東信越税理士会上尾支部 (☎048-776-8777) または最寄りの税理士事務所へ事前に電話でお申し込み ください。
- 時日時 期期間 場場所 内内容 対対象 定定員 費費用 持持ち物 講講師 申申込み 他その他 E Eメール IPホームページ 問問合せ

市・県民税の申告 相談受付日程

文化センター会場は、庁舎建設に伴う工事のため、車でのご来場はご遠慮ください

給与所得・公的年金(雑所得)の所得税の確定申告についても受付をしています。その他の所得に関する申告や住宅借入金等特別控除に関する初回の申告など、受けることができないものについては、上尾税務署で直接申告してください。

前年の所得が給与のみの人(年末調整済)で、毎年源泉徴収票を提出するだけの人は、源泉徴収票を税務課市民税担当(〒364-8633住所記載不要)に郵送することで、申告に代えることができます。

月日	場所	受付時間	
2月18日(月)	文化センター第1・2会議室	9:00~15:30	
2月19日(火)			
2月20日(水)			
2月21日(木)			
2月22日(金)			
2月26日(火)	南部集会所(南部公民館内)	- - 9 :30~15:30	
2月27日(水)			
2月28日(木)	西部集会所(西部公民館内)		
3月1日(金)			
3月4日(月)	勤労福祉センター集会室		
3月5日(火)	北部集会所(北部公民館内)		
3月6日(水)			
3月7日(木)	学習センター集会室		
3月8日(金)			
3月11日(月)	中丸集会所(中丸公民館内)		
3月12日(火)	・ 文化センター第 3 会議室	9:00~15:30	
3月13日(水)			
3月14日(木)			
3月15日(金)			

所得税の還付申告 相談受付日程

文化センター会場は、庁舎建設に伴う工事のため、車でのご来場はご遠慮ください

昨年退職され、年末調整が済んでいない人・給与所得・公的年金(雑所得)のみで、医療費控除を受ける人等の「還付申告」が対象です。その他の申告は受けることができませんので、上尾税務署で直接申告してください。

月日	場所	受付時間
2月7日(木)	文化センター第3会議室	9:00~15:30
2月8日(金)		
2月12日(火)	文化センター第1・2会議室	
2月13日(水)		

年金所得者の確定申告不要制度

所得税では、平成23年分以降の各年分において、公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等以外の所得金額が20万円以下の場合は、確定申告が不要となりました。ただし、所得税の還付を受ける場合は確定申告が必要です。また、市・県民税で、社会保険料控除や医療費控除等の各種控除を受ける場合については、忘れずに市・県民税の申告をお願いします。

医療費控除は明細書で整理を

医療費控除を受ける場合は、事前に、医療費の領収書を個人ごと、医療機関ごとにまとめたうえで集計し、「医療費の明細書」に記載を済ませた状態でお持ちください。医療費の明細書ができていない場合や領収書の集計がなされていない状態では、申告書を作成することができません。

図書館ニュース《新しく入った本》

※ここに載せているのは、新しく入った本の一部です。※館内利用者端末にて新刊一覧を閲覧できます。

- 一般書・読み物
- □鋼の綻び
- 相場 英雄 (徳間書店)
- □旅猫リポート
 - 有川 浩(文藝春秋)
- □わが**友の旅立ちの日に** 安野 光雅 (山川出版社)
- □太陽の石
- 乾石 智子 (東京創元社)
- □天平グレート・ジャーニー上野 誠 (講談社)
- □繚乱.
- 黒川 博行(毎日新聞社)



□**われらが背きし者** ジョン・ル・カレ (岩波書店)

- 一般書・ノンフィクション
- □**歴史書「古事記」全訳** 武光 誠(東京堂出版)
- □八重と新島襄
 - 保阪 正康(毎日新聞社)
- □この社会で戦う君に「知の世界地図」をあげよう 池上 彰(文藝春秋)
- □10万年の未来地球史
 - カート・ステージャ(日経BP社)
- □健康に老いる
 - 後藤 佐多良(東京堂出版)
- □からだにおいしいキッチン栄養学 宗像 伸子 (高橋書店)



□母という病岡田 尊司(ポプラ社)

人口のうごき

人口…69,275人(+18人) **里性**…34,513人(+3人)

男性…34,513人(+3人) **女性**…34,762人(+15人) 世帯数…27,822世帯 ※12月1日現在 ※()は対前月比

今月の 納 税

○市県民税 第4期分 ○国民健康保険税 第6期分 ○介護保険料 第6期分 ○後期高齢者医療保険料 第6期分